

危物第 3 号

阿賀野市災害用トイレカー購入 仕様書

令和 8 年度

仕様書

1 件名 阿賀野市災害用トイレカー購入

2 台数 1台

3 仕様・規格等（以下の仕様・規格等の要件に従い車両を製作すること）

（1）車両（軽トラック：660cc）

①寸法：全長3,800mm×全幅1,800mm×全高2,750mm以下

②トランスミッション：AT

③車軸：二軸

④駆動方式：4WD

⑤最大積載量：250キロ以上

（2）装備・付属品（標準もしくはオプションで装備、装着していること）

①標準装備ほか

②エアコン

③サイドバイザー

④運転席・助手席エアバック

⑤フロアマット一式

⑥パワーウインドウ

⑦パワーステアリング

⑧ドライブレコーダー

⑨バックアイカメラ

⑩ETC(2.0)車載器

⑪スペアタイヤもしくは応急パンク修理キット

⑫その他道路運送車両の保安基準により義務付けられている装備

（3）車体形状：糞尿トラック

（4）道路運送車両法、同法施行規則に基づく種別及び用途種別：普通 用途：特殊

（5）寒冷地対応：使用する水（配管等）に寒冷地対策を施工

凍結防止の為、強化配管、凍結防止用ヒーターを巻付ける等を施し

冬期時における使用の際に、凍結による支障をきたさないものとする。

（6）手すり：外部折りたたみ式

（7）階段：低段差ステップ（二段以上）

（8）ボディカラー：白

ラッピング：トイレカー架装部の前後左右全面に市が指定する写真等のプリントを想定している。架装部左右の指定箇所に【阿賀野市】の4文字を標記すること。

※詳細については、担当者と協議

(9) FRP：厚さ 3ply（架装部本体）

(10) メンテナンスハッチ：配管用・汚水用

※汚物排水方法：アバキュームカーによる回収

イ 格納式延長ホース直接回収

(11) 100V外部コンセント：外部からの電力供給が可能

(12) ソーラー発電（充電）システム：（天井設置）

(13) サブバッテリー（トイレ室用）

(14) タンク容量：清水タンク 70ℓ 以上、汚物タンク 250ℓ 以上

※トイレ給水方法：水道水ホースによる直接給水

(15) トイレ室等

①トイレ室数：1室（大便器1・小便器1）

②便座：ウォシュレットタイプ（暖房便座・消臭装置）1式

③換気扇：高出力換気扇1式

④換気窓：開閉式1式

⑤室内装備： 手洗いシンク・化粧鏡・トイレ擬音装置・トイレットペーパーホルダー・
サニタリーボックス・便座クリーナー・コートフック2・100V用
コンセント・扉付収納スペース・フロアタイル・室内灯（LED灯）・
緊急システム（非常用呼出ボタン）

4 保証等

(1) 保証期間は、納車日から1年とし、保証対象は、架装部（トイレ設備、給排水設備、電装設備等）および架装に起因する不具合を対象とする。なお、シャシ部分については、自動車メーカーの保証内容に準じた対応とする。但し、契約との不適合が判明した場合には、保証期間終了後でも無償で受注者が全て修理等を行うものとする。

(2) 保証期間中に車両及び資機材に故障等が発生し、本市から連絡を受けたときは、直ちに技術者等を派遣し、本市が指定する期間内に運用可能な状態とすること。

(3) 保証期間終了後の故障及び破損についても、有償にて誠実に対応すること。

5 登録手続き等

法令等適合するよう受注者が責任をもって解決することとし、登録費用及び納入に要する費用（検査登録、納車費用、自動車損害賠償責任保険、自動車重量税及び車庫証明法定費用）は受注者が一時立替えをし、発注者に請求するものとする。なお、自動車損害賠償責任保険期間は13か月とすること。

6 納入期限 令和9年3月31日(水)

※ただし、シャシ本体の入荷の遅れ等が生じた場合は、担当者と協議する。

7 納入場所 市が指定する場所

※納入日時にあつては事前に担当者と協議を行うこと。

8 検査

(1) 車両納車時に本市の指定する場所で行うこととし、手順は市担当者の指示に従い立会いのもとで検査すること。

(2) 車両納車時、次の書類を提出すること。

- ①納品書(納入内訳書含む)
- ②自動車検査証(写しを含む)
- ③自動車損害賠償責任保険証明書(写しを含む)
- ④車両、装備品及び積載品等の保証書
- ⑤車両取扱説明書

※納車(検査)時に取扱い説明を実施すること。

⑥その他本市が指示するもの

(3) 車両納車時に各設備の予備の鍵を2本ずつ納入すること。

(4) スタットレスタイヤ(ホイール付き)4本納入すること。

9 その他

(1) 新車登録に伴う受注者への手数料は契約金額の内訳に含む。

(2) 契約金額等の支払いは、納車の履行及び検査後、一括で支払う。

(3) 仕様や規格の変更を含む上記の他、疑義が生じた事項については、その都度協議するものとする。